



目白大学・目白大学短期大学部 学術研究倫理憲章

目白大学・目白大学短期大学部は、「主・師・親」という建学の精神に則り、国家・社会への献身的態度、真理追求の熱意及び人間尊重の精神を持ち、学術研究活動を通じて、社会の発展と平和に貢献する。学術研究に関与する者は、それが人間、社会及び自然環境に多大な影響を及ぼすことを常に念頭に置き、本学が受け継いできた他人に犯されぬ自主性と独自の価値観を堅持しつつ、常に良心と良識に従って自己研鑽に努めなければならない。本学は、学術研究の信頼性、公正性及び自由闊達な学術研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の学術研究が社会から汎く信頼、尊敬及び期待を得られるよう、本学の学術研究活動に携わる全ての関係者に係る倫理的な態度と行動規範として、下記の通り学術倫理憲章を定める。

記

1. 本学の学術研究は、社会の発展と世界平和等に係る人類共通の課題発見と問題解決に貢献する。
2. 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、常に人間、社会及び自然環境との調和に基づいた社会的弱者の庇護と地球環境の保全に十分配慮しつつ、公益の増進に積極的に貢献する。
3. 本学の学術研究は、全ての研究関係者が国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規程とその精神を遵守し、自己の良心に従い、社会的良識をもって誠実に行動し、研究成果を適切に発表することで時代や社会の要請に真摯に応える。
4. 本学の学術研究においては、人権を尊重し、個人情報保護に留意することはもとより、一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が生じないように努める。
5. 本学の学術研究においては、社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切な管理運営に努める。
6. 本学は、研究倫理に係わる教育・研修、研究環境の改善・整備及び安全管理等に努めるとともに、不正行為が起らない環境整備に努める。

(学術研究倫理委員会 平成 19 年 11 月)

